令和５年度第１回　岩盤備蓄基地に係る保安検査基準等検討分科会

議事録

1.　日　時：令和 5 年 7 月 21 日（金）9：30～11：20

2.　場　所：WEB 会議

3.　出席者　３０名　(敬称略・順不同)

主査	徳永
副主査	矢吹
委員	土橋、杉田、影浦、村山、竹内、宮下、藤林、宮崎、永井、金戸、黒瀬
オブザーバー	廣木、林、佐野
JOGMEC	有井、高原、谷川、加藤、稲月
KHK	名倉、今井、荒井
一般傍聴者	冨田、菅原、藤田、生田、福田、西森

4.　配付資料：

資料 1　岩盤備蓄基地に係る保安検査基準等検討分科会名簿

資料 2　保安検査基準、定期自主検査指針（KHK / JOGMEC S0850-8, KHK / JOGMEC S1850-8）の改正について

資料 3　保安検査基準、定期自主検査指針（KHK / JOGMEC S0850-8, KHK / JOGMEC S1850-8, KHK / JOGMEC TD5800）の新旧対照表

参考資料 1　技術委員会の組織等について

参考資料 2　規格委員会規程について

参考資料 3　保安検査基準、定期自主検査指針に係る質疑応答　抜粋

5.　挨拶、委員紹介、定足数報告、副主査の指名

開会にあたり、事務局より、分科会の定足数を満たしていることの報告を行った（委員数 13 名に対し、出席 13 名（過半数の出席））。高圧ガス規格委員長から本分科主査として徳永委員が指名された旨の報告があり、徳永主査から挨拶があった。次に徳永主査より、副主査として矢吹委員が指名された。また、事務局より資料 1 に基づき分科会委員及びオブザーバーの紹介を行った。

6.　議事概要

(1)　技術委員会の組織等について【説明】

事務局より参考資料 1 技術委員会の組織等について説明があり、次に参考資料 2 に基づき規格委員会規程について説明があった。（意見、質疑等は特になし）

(2)　保安検査基準、定期自主検査指針等の改正について【説明】

事務局より資料 2 に基づき、定期見直しの対象規格、改正の考え方及びスケジュールについて説明があった。（意見、質疑等は特になし）

(3)　保安検査基準、定期自主検査指針等の改正案について【審議】

事務局より資料 3 に基づき、定期見直しの対象 3 規格の改正案について説明があった後、分科会でのテクノロジーの活用等の意見を申し添えることを含め、改正案に委員の意見を反映し

たうえで規格委員会に上申することについて、挙手による採決が行われ、分科会出席委員全員（13 名）の賛成により可決された。主な意見、質疑は以下のとおり。なお、委員等には、委員、アドバイザー及びオブザーバーが含まれる。以下同じ。

1) 保安検査基準（液化石油ガス岩盤備蓄基地関係） KHK/JOGMEC S 0850-8

a) テクノロジーの活用について

（委員等）2.2 テクノロジーの活用に関して、ロボット、ドローン、センシング、AI 等の技術が活用できることとなるが、技術には様々なものがあるため、ある程度限定するために「〇〇の技術」などの表記を加えてはどうか。

（事務局）全ての技術について保安検査への適用可能性を網羅的に評価し、本規格に規定することは現実的ではなく、今後も新たな技術が開発され得ることから、保安検査に活用できる技術があれば、従来の検査技術に代替できることを認める趣旨で記載している。

（委員等）検査実施者とは誰を指すか。

（事務局）保安検査基準内では保安検査実施者であり、自治体、指定保安検査機関、認定事業者を指す。

（委員等）2.2 テクノロジーの活用に関して、保安検査実施者として自治体があるが、保安検査への適用可能性を自治体が判断することは難しいのではないか。ガイドラインに基づき判断するのか。

（事務局）ガイドラインは保安検査実施者がテクノロジーを活用する際に判断をしやすくするための対応の一つである。更に、テクノロジーの活用については事例集もあるので、技術選定にあたり、参考にして頂きたい。

（委員等）2.2「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」は、非防爆機器等を事業所内のどこまで使えるかを評価することに活用できるものか。

（事務局）そのとおり。非防爆機器をプラント内で取り扱う際に、危険区域を精緻に定めるためのガイドラインである。

b) 附属書 D　肉厚測定箇所選定についての参考資料について

（委員等）D.1 L5「JPI-8S-1-2014 の該当部分を参照されたい。」とあるが、正しくは「JPI-8S-1-2018」か。

（事務局）確認のうえ、適切に修正する。（→確認の結果、「JPI-8S-1-2018 の該当部分を参照されたい。」が正しいため、修正することとした。）

2) 液化石油ガス岩盤備蓄基地関係技術文書 KHK / JOGMEC TD 5800

a) 5. 金属管の腐食防止措置について

（委員等）明石氏の単独での投稿であることから、「明石ら」→「明石」と修正する。

（委員等）参考文献の頁の範囲を次のとおり明確化すべき。「（防食技術, 32,（1983）239）」→「（防食技術, 32,（1983）239−240）」と修正する。

（委員等）電位の確認に関する記述については、齟齬がないように修正が必要である。修正案を検討すべき。

以上の議論を踏まえ、資料３③液化石油ガス岩盤備蓄基地関係技術文書 KHK / JOGMEC TD 5800 の改正案を分科会において以下のとおり修正した。

修正前

5. 金属管の腐食防止措置

①～③（略）

④ 電位の確認

（略）

なお、明石ら のステンレス鋼の自然海水中の 電位経時変化 に関する報告（防食技術,32,（1983）239）には、自然海水中でステンレス鋼が 電位に貴化するまでには 10^6秒（10 日）以上 の期間がある ことが示されて おり、これによれば、点検等による装置の短期的な停止は、金属管の電位が防食電位範囲内の継続維持にはほとんど影響しないものと思われる。

修正後

5. 金属管の腐食防止措置

①～③（略）

④ 電位の確認

（略）

なお、明石 のステンレス鋼の自然海水中の 腐食電位経時変化 に関する報告（防食技術,32,（1983）239～240）には、自然海水中でステンレス鋼が 貴な腐食電位に達するまでには 10^6秒（10 日）以上 かかる ことが示されて いる。これによれば、点検等による装置の短期的な停止は、金属管の電位が防食電位範囲内に継続維持 されているか にはほとんど影響しないものと思われる。

7. 閉会等

事務局より、閉会が宣言された。

以上